

岐阜県火山防災対策検討会議設置要綱

(目的)

第1条 平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火により明らかになった火山防災上の諸課題を洗い出し、今後も起こりうる火山噴火に備えるため、県内火山において喫緊に必要な火山防災対策について検討することを目的とし、岐阜県火山防災対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、危機管理部長が依頼する。

- (1) 山岳関係者
- (2) 観光業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 国、市町村関係者
- (5) 消防関係者

(座長)

第3条 検討会議に座長一人を置き、危機管理部長が指名する。

2 座長は、検討会議の進行を行うものとする。

(会議)

第4条 検討会議は、危機管理部長が招集する。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、岐阜県危機管理部防災課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は危機管理部長が定める。

附則

この要綱は、平成26年11月13日から施行する。